

むつ市立地適正化計画の変更

むつ市都市整備部都市計画課

2024.8 原案

1. むつ市立地適正化計画の変更

2. 今後のスケジュール

1. むつ市立地適正化計画の変更

2. 今後のスケジュール

○変更の概要

1. 地域生活拠点の設定

都市計画区域外の川内地区および脇野沢地区において、都市再生特別措置法に基づかない任意の事項として「地域生活拠点」を設定し、都市機能を各地区の地域生活拠点に誘導・集約することにより、これらの各種サービスの持続的かつ効率的な提供を図ります。

また、同じく法に基づかない任意の事項として「誘導施設相当施設」を設定し、生活利便性の向上や、今後に必要な機能の維持を図ります。

2. 広域的な立地適正化の方針を追記

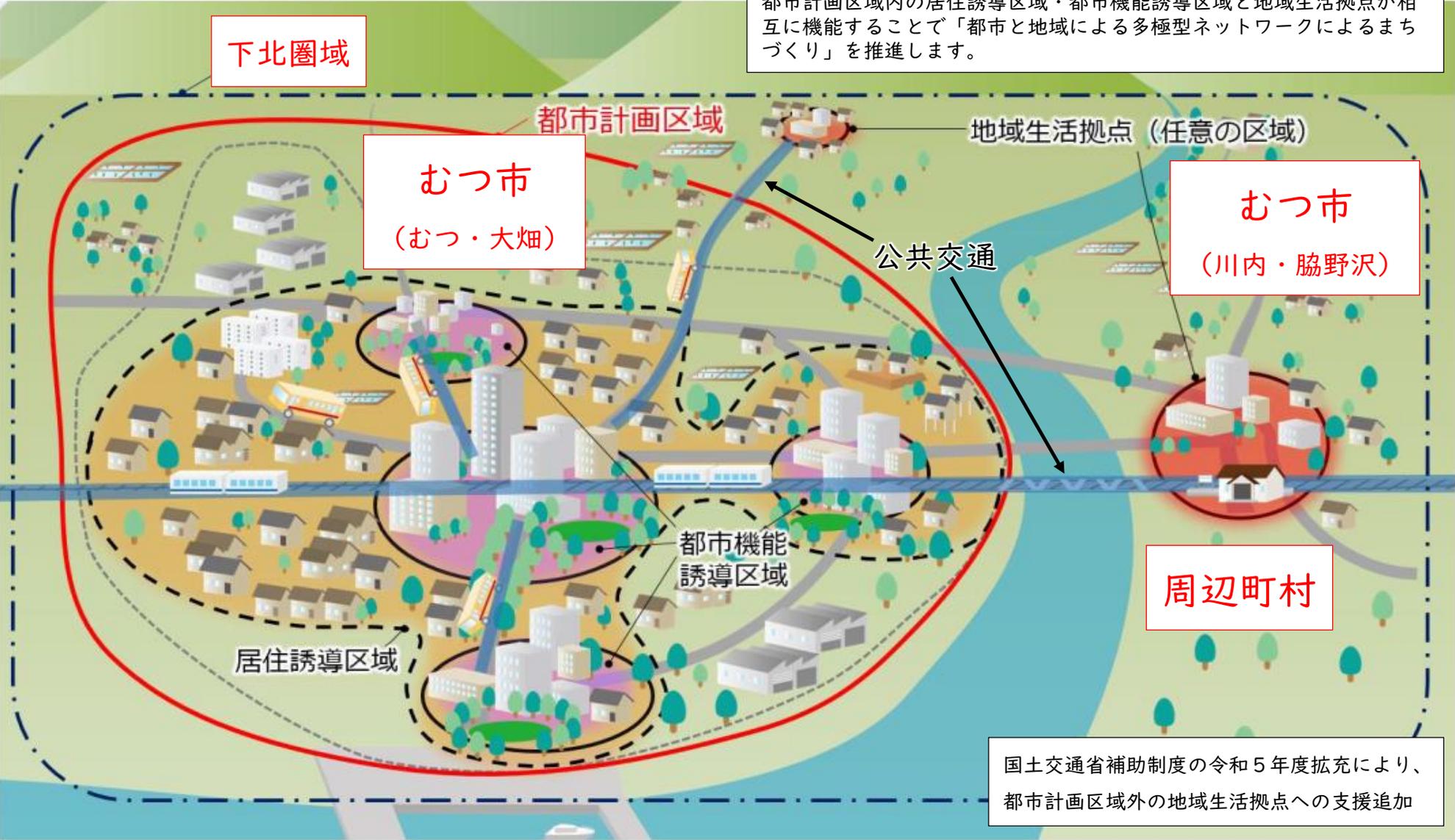
令和5年8月に周辺町村と共同で策定した「下北半島都市圏広域的な立地適正化の方針」について、むつ市立地適正化計画との整合を図る必要があることから、その概要を追記しました。

3. その他

計画構成のほか、全体を通して、時点修正、計画内容の見直し、体裁の修正、フォントの修正等を行いました。

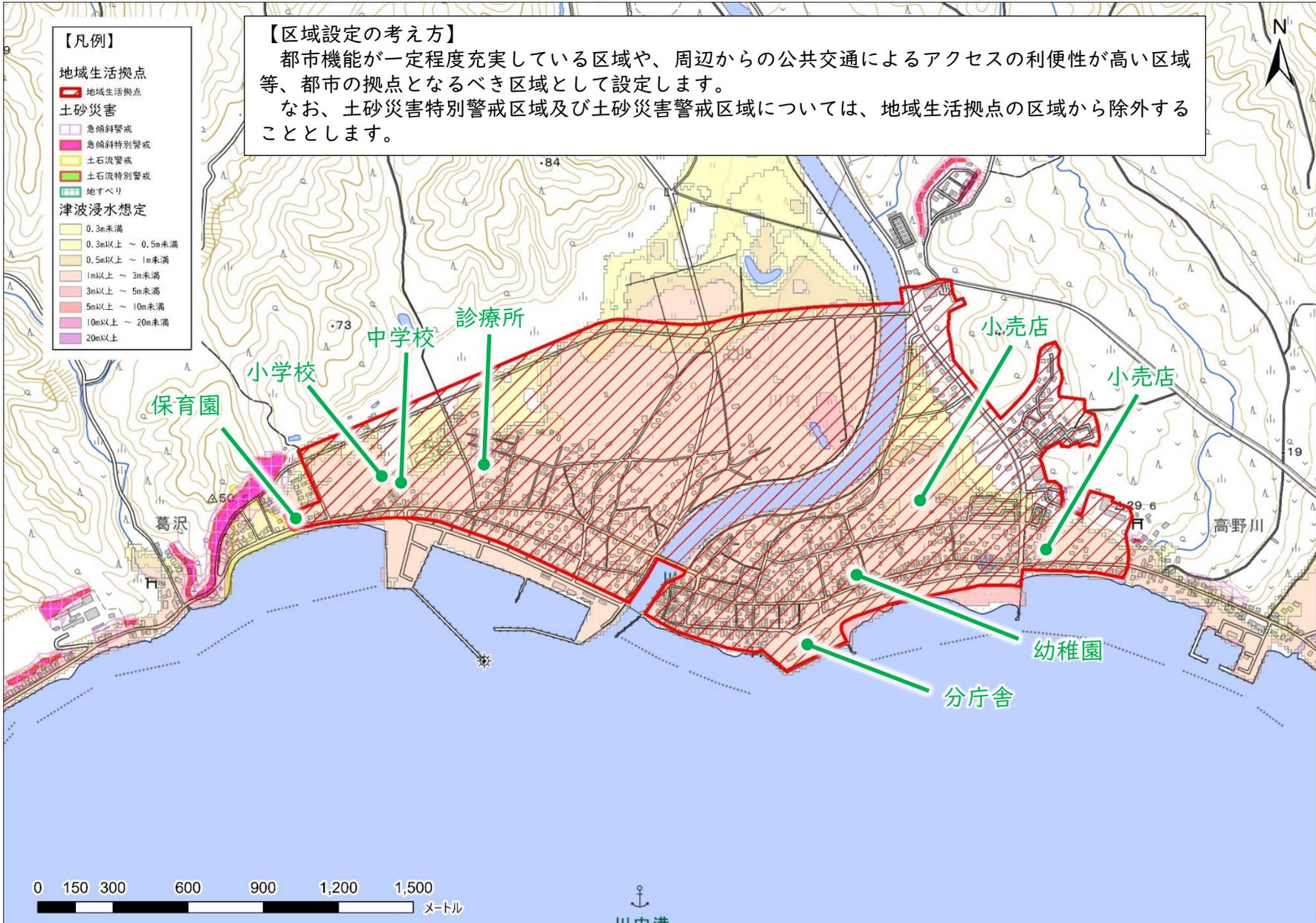
○都市計画区域と地域生活拠点のイメージ図

【誘導区域と地域生活拠点】
都市計画区域内の居住誘導区域・都市機能誘導区域と地域生活拠点が相互に機能することで「都市と地域による多極型ネットワークによるまちづくり」を推進します。



国土交通省補助制度の令和5年度拡充により、
都市計画区域外の地域生活拠点への支援追加

○地域生活拠点の区域図 (川内地区)



○地域生活拠点の区域図 (脇野沢地区)



○下北半島都市圏広域的な立地適正化の方針の概要

- ・令和5年8月、1市2町3村により「下北半島都市圏広域的な立地適正化の方針」を策定。
- ・これまでの「下北圏域定住自立圏」や「JR大湊線活性化協議会」などの取組に加え、都市計画区域と都市計画区域外の連携強化による都市機能の役割分担、都市施設の立地適正化、防災・減災を推進することによる「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能な都市圏の実現。



誘導区域と地域生活拠点の連携イメージ

【都市機能の役割分担と連携（都市と周辺地域の多極連携型コンパクトシティの形成）】

●誘導区域及び地域生活拠点の設定	
誘導区域（むつ市）	むつ市立地適正化計画の都市機能誘導区域 ➡ 都市圏の中心にふさわしいまちづくりを推進
地域生活拠点（横浜町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村）	各町村の都市機能施設が集積する区域 ➡ 都市機能を維持し、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを推進
●誘導施設及び誘導施設相当施設の設定	
誘導施設（むつ市）	むつ市立地適正化計画の誘導施設 ➡ 庁舎、病院、小・中学校、大学・短期大学、図書館等
誘導施設相当施設（横浜町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村）	各町村において維持・誘導を図る都市機能施設 ➡ 役場、病院・診療所、小・中学校等
●基幹的誘導施設の設定	
病院（むつ総合病院）	下北地域保健医療圏唯一の二次救急医療機関として、圏域内外の住民の医療を支えている施設
大学・短期大学	「青森明の星短期大学下北キャンパス」及び「青森大学むつキャンパス」がむつ市に開設され、広域的な高等教育機関として機能

1. むつ市立地適正化計画の変更

2. 今後のスケジュール

1. 原案の公表・意見募集・公述人募集

8月13日～8月26日



2. 都市計画公聴会

9月10日



案の作成

3. 案の縦覧・意見募集

9月12日～9月25日



4. むつ市都市計画審議会

10月1日

スケジュールは変更する場合があります。市ホームページにてご確認ください。

公述人申出書を用意していますので、ご利用ください。

- 公述人申出書の入手方法
 - 市ホームページからのダウンロード、市本庁舎都市計画課窓口カウンター

記入必要事項

- 住所、氏名、年齢、職業、連絡先
- 意見書の要旨
- 理由

提出方法は、郵送、Eメール、または直接提出とします。
電話や口頭での意見は受付しませんのでご了承ください。

公述人申出書受付期間：**9月5日（木）午後5時まで**

意見書提出先

- 〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号
むつ市都市整備部都市計画課 都市計画グループ
- Eメール: toshikeikaku@city.mutsu.lg.jp